

生活保護の「母子加算」廃止に反対する意見書

財政制度等審議会は、2007年度予算編成に関する建議（意見書）をまとめ、政府に提出した。建議は「歳出削減などの取り組みを緩めることは厳にさけるべきだ」と強調している。政府は、この建議に基づいて、社会保障関係費など、国民の暮らしのための予算を一層抑制しようとしている。

社会保障関係抑制の具体策の一つとして、生活保護の母子加算の廃止が含まれている。母子加算はひとり親の生活保護世帯に対し、子どもの健全な育成のために出されたもので、子育てに欠かせない給付である。加算は単なる上乗せではなく、幼児や成長期の子どもがいる生活保護家庭では、母子加算があって初めて最低限度の生活が保障されるものである。本市では、母子加算の給付を受けている152世帯が廃止の対象となり、社会的弱者の市民生活に重大な影響を与えるものである。

母子家庭は一般世帯の4割にも満たない収入である。生活保護を受けずにいる母子家庭の収入と比較して「高い」というのは、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に反するものである。

よって、本市議会は、政府に対し、生活保護の母子加算の廃止をしないよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年3月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司